

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦を強く求める意見書

本年10月7日のイスラム抵抗運動（以下、「ハマス」という。）のイスラエルに対する攻撃を直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続いている。

こうした中、国連総会は第10回緊急特別会合を再開し、人道目的での休戦を求める決議を2度採択している。この2度の決議は「即時、持続的な人道的休戦」を求め、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者に対して「国際人道法の遵守」と、ガザ地区への必要な物資とサービスの「継続的、十分かつ妨害のない」提供とそのための「アクセスの確保」を要求している。また、捕虜となっている全ての人質の「即時かつ無条件の解放」を求めるとともに、国際法にのっとった「人道的な保護」を要求している。

カタールや米国などの仲介により当初4日間の日程で始まった戦闘の一時休止は、2回延長されたものの7日間で打ち切りとなり、イスラエル軍による無差別攻撃が再開された。

日本政府は、これまでハマス等を含む全てのテロ攻撃を非難した上で、人質の即時解放、一般市民の安全確保及び全ての当事者が国際法に従って行動することを求め、事態の早期の沈静化が極めて重要であるとの一貫した立場を表明し、国連総会決議（A/ES-10/L.27）にも賛成票を投じた。また、日本は歴史的にパレスチナ自治区及びイスラエルの両者ともに良好な関係を築いてきた。日本政府が人道的休戦の再開とその持続的な継続にあらゆる外交的手段をもって働きかけていくことが求められている。

よって、名護市議会は、一切の戦争を否定し、日本国憲法の恒久平和の理念に基づいて戦争に反対することを宣言し、全世界の人々と共にあらゆるテロ行為を断固として非難し、平和な中東地域の実現に向け、国連総会決議（A/ES-10/L.27）の早急かつ完全な履行のために必要な外交努力を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月25日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長